

文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等ワーキング・グループ
における審議をめぐって

千葉大学附属図書館長 土屋 俊

1 はじめに---図書館における著作権処理に関する最近の動向

1. 国公立大学図書館協力委員会の取り組み

国公立大学図書館協力委員会では、平成10年度から取り組んできた日本複写権センターとの交渉の新局面をさらに発展させた。すなわち、平成11年3月に協力委員会から提示した誓約書つき申込方式とでもいうべき「実務要項A(案)」によるコイン式コピー機の運用を前提として、同センターとの間に事務レベルでの交渉を行うことを平成13年6月に提案することともに、大学図書館側における著作権思想普及活動の展開と、同センターとの将来的な契約を視野に入れた検討事項を明示した。とくに、この著作権思想普及活動の展開の一環として、日本図書館協会と協力して、図書館における複製について著作権法が定めるところを周知するためのポスターを作成し、ほぼすべての大学図書館に配布した。また、大学図書館における著作権の扱いに関して図書館員および利用者から頻繁に出される疑問点への定型的回答を中心として、『大学図書館著作権Q&A』を編集しているところである。

これらの取り組みの中心は、国立大学図書館協議会著作権特別委員会の下ワーキング・グループに私立大学、公立大学から図書館員の参加を求めて、拡大ワーキング・グループを組織し、国公立大学図書館協力委員会の専門委員会としての位置付けを与えた集団である。大学図書館側でのこのような取り組みに対して、日本複写権センター側でもワーキング・グループを組織して対応するという姿勢を見せており、今後、着実に具体的・個別的問題が解決されることが期待される。また、このような取り組みの意義は、公共図書館からの理解を得るようになってきている。

しかし、大学側として検討すべき事項は多岐にわたり、これまでの十数年間にわたり議論されてきたさまざまな問題に加えて、検討を要する問題が認識されつつある。

そもそも法令上は許諾を求め、契約をする主体は図書館であるが、大学において図書館はどのような権限を持つわけではないという問題、そしてこの問題に関して国立、私立、公立ではおそらく考え方が異なるであろう、というさらに複雑な問題、さらに、無許諾無報酬の範囲を超える複写について許諾による著作権使用料を支払う際、その費用は誰(最終利用者? 図書館? 大学? 設置者?) が負担することとすべきなのか、などの問題である。

2. 情報技術環境の急速な変化と著作権をめぐる

情報通信技術の急速な発展が情報流通の形態を大きく変貌させた結果、著作権の扱いについても対応が必要であり、とくに教育分野における著作物の利用についての配慮が必要である、という認識のもとに、旧文部省では平成12年度に研究協力者会議を設けて検討を行い、平成12年9月に提言をまとめた。*

* 「コンピュータ，インターネット等を活用した著作物等の教育利用について（報告）」
（平成12年9月、コンピュータ，インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する調査研究協力者会議）

それを受けて、文化庁では平成12年10月から著作権審議会（平成13年1月からは文化審議会著作権分科会）の下に、「著作物等の教育利用に関するワーキング・グループ」と「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」を設置して、具体的な問題点の検討を行うこととした。

2 文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループでの審議

実際のワーキング・グループの作業は、平成13年4月から情報小委員会の下で行われることとなり、紋谷教授を主査として9月に至るまで計6回の会合をもち、図書館側、権利者側からの要望とそれに対する意見をもとにして、現状において図書館における複製を規定する著作権法第31条をめぐる論点の整理を行い、報告書を情報小委員会に提出した。

1. 権利制限の拡大に関する論点について

図書館側では、このワーキング・グループの審議に対応するために関係委員を中心としてインフォーマルな会合を計14回開催して相互の意見調整を図り、審議過程ではさまざまな経緯があったものの、最終的には、権利制限の拡大に関して以下の6点についての要望を行った。

- (1) 図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できるようにすること
- (2) 入手困難な図書資料に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- (3) 再生手段の入手が困難である図書資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- (4) 図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること

(5) その他

図書館等に設置されたインターネット端末から利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトできるようにすること

図書館内のみの送信を目的として図書館資料を例外的に許諾を得ずにデータベース化できるようにすること

すなわち、(1)については、学術振興などの観点から、利用者の依頼に応じて作成した複製物を、依頼した利用者に提供するために、ファックス送信・インターネットを利用した画像転送などの手段を使用することを無許諾無報酬で行うことができるよう、権利者の公衆送信権を制限するようにしてほしい、という要望である。

(2)では、定期刊行物の場合には掲載論文の全体を複製することができるのに対して、定期的に刊行されていない論文掲載冊子の場合にはそれができないことは学術研究にとって著しく不利であり、かつ、権利者の権利を不当に侵害しているとは考えられないので、そのような場合の権利者の複製権を制限することについての要望である。

(3)の要望は、さまざまな媒体技術が開発され、その媒体に蓄積された情報内容を再生するために特別な機器が必要であるとき、その技術の進歩が早いために再生機器が市販されなくなり、著作権が残っているものの再生が不可能になることが生じていることから、利用可能な状態で保存するためには、媒体を適宜変換しておくことが必要であるので、そのような複製については複製権を制限してほしいということである。

(4)の要望は、点字図書館では無許諾無報酬で通常の図書から音声図書を作成することができるようになっているが、一部の公共図書館でも視覚障害者を対象にしたサービスとして音声図書を提供したいので、図書館一般についても音声図書の作成ができるようにしてほしいということである。

(5)その他として2点挙げられているが、これらは図書館側からの要望として提出されたものではなく、審議の過程で検討を要することとしてまとめられてきたものである。

は、インターネットが急速に普及している中で、利用者の情報入手の手段として図書館内に設置されたインターネット接続端末を利用することが増えているので、その利用の際、単に閲覧するだけでなくプリントアウトも無許諾無報酬でできるようにしてほしいということ。

は、館内で利用することのみを目的として図書館資料をデジタル化、データベース化するために著作者の複製権を制限してほしいということである。

これらの要望は、すべて基本的には権利者の権利を制限するという性質のものであり、従来の制限の範囲を拡大することを要望していることになる。このような要望を認めて法律の改正を行うためには、権利制限される側の権利者側が同意することが必要であると文化庁は考えてきた。今回も同様に権利者側からのコメントを求め、またワーキング・グループ席上で討論することによって、論点をより明確なものとする努力が行われた。

権利制限の拡大に同意するに際しては、たとえば権利制限に対して利用者が補償金を払うか、政府が何らかの補償措置を講ずるなどの条件が示された。

今回のワーキング・グループでは、以上の図書館側の要望に対して、権利者側はどれもそのままでは容認できないと主張し、結局、権利制限を拡大するという趣旨の法律改正はすぐにはないという結果となっている。しかし、その過程での議論内容は、情報小委員会への報告においてその概要が掲載されており、今後の議論の参考になることが期待される。

2．論点のとりまとめ

この間の検討により、各論点については以下のようにとりまとめられることとなった。

まず、(1)については、一般的にすべての複製について補償金を支払うことを要望するという意見もある一方、複製物の提供が、複写物(つまり、音楽ではなく)にかぎられ、かつ、画像イメージの転送にとどまる場合には容認可能であるという意見も表明され、それが報告書に反映されることになった。

また、(2)についても、研究上の必要性はよく理解できるので容認することも可能であるという意見もあった。

しかし、(3)・(4)については、そのような制限を行うと、それを図書館側が濫用する危険があるので、一般に否定的なコメントに終始している。

これに対して、(5)- については、問題が図書館に限定されず、それ以外の社会教育施設、さらには「インターネット・カフェ」などにおけるプリントアウトにも関係することから、より広い範囲についての検討を望むということで、図書館側・権利者側ともに合意した。

(5)- については、図書館側としてはとくにこだわるものではないとした一方、むしろ権利者・出版者側がその著作物をデジタル形態で提供されることを期待するとの表明をした。

なお、(3)については、現行法における保存のための複製との関係で、著作権が残存していることもあり、むしろ当事者間で妥当な実践についての検討を行なうという対応もあり得ると考えられるようになっている。

3．権利制限の縮小に関する論点について

以上のような図書館側からの拡大の要求に対し、権利者側からは権利制限を縮小する要求があわせて5点出された。

- (1) 営利目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
- (2) 図書館資料の貸出について補償金を課すこと
- (3) 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
- (4) その他
公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること

図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

そのうちのひとつは、そもそも図書館における複製について一般的に補償金の支払いを求めるものである。

この点については、そのような手法によって、さまざまな問題を解消することの重要性を指摘する図書館関係者もいることは理解しつつも、図書館側としては、その公益性の観点から無許諾無報酬で複製を行なうことの必要性が依然として消滅していないことを確認して、このような一般的な補償金制度の導入を適切とはしなかった。

権利者側団体にも、許諾のプロセスを経ない補償金制度の導入が著作権という観念そのものを風化させるという危惧を表明する向きがあった。

また第2点として、「街角貸本図書館論」を援用しつつ図書館による貸出についても同様に補償金制度の導入を要望する権利者もいたが、同様に図書館が文化振興において果たす役割の認識から、それらについても適切とはしなかった。

映像著作物について、関係団体が具体的な解決をもとめて協議中であるにもかかわらず、上映権の制限を撤廃するという要望が出されたが、この点については協議中であるという事実があることから、そのような要望の存在が確認されたにとどまった。

また、権利者側とくに学術著作権協会から提示された要望、すなわち無許諾無報酬による複製物の利用目的を「非営利的」あるいは「非商業的」目的に限定する、という要望については図書館側としても公益性の観点から基本的には理解できる要望として受けとめた。しかし、この要望を法律に反映することは多くの点で困難があり、さらに既存の解釈や実践との齟齬が懸念されると報告されている。

さらに、一部の公立図書館で、利用者自らが行う複製を法30条が認める私的な複製として図書館が行う複製ではない、と判断していることを考慮して、そのような私的複製が行われなないようにするために、附則5条の2を廃止することが要望された。しかし、この点については図書館側では法31条との関係が不明確であることを指摘して、このワーキング・グループの話題としては不適切であるとした。

4. 当事者間協議の開始

このように、今回のワーキング・グループの報告には直接法律改正につながる結論は述べられていないが、その最後で、今回の審議を通じて明らかになった具体的な論点について、当事者が合意できる解決を求めて協議する場を設けることの必要性が説かれることとなり、文化庁では当事者間協議の場を設定するための準備に入っている。

当事者間協議では、複製物の受渡し方法、「商業的目的」の複製利用の扱い、媒体変換による保存などの話題について、着実に合意を形成することが期待されている。